

2021年7月21日 全12頁

デジタル課税・ミニマムタックスの大枠合意

2023年からの導入を目指す

金融調査部 主任研究員 金本悠希

[要約]

- 2021年7月1日、経済協力開発機構（OECD）で検討が進められてきた、いわゆるデジタル課税とミニマムタックスの大枠が合意された。2021年10月までに詳細について合意される予定で、2023年からの導入を目指すこととされた。
- デジタル課税は、インターネットを通じて海外にサービスが提供できるようになったことを受け、自国に支店や工場等（PE）がない外国企業の事業所得には課税できないという国際課税の原則を見直し、PEがなくても市場国に課税権を認めるものである。大枠合意では、デジタル課税の対象は、売上高200億ユーロ超で利益率10%超の多国籍企業グループ（資源関連・金融業を除く）とされた。全世界で100社程度が対象となる見込みであり、日本企業はごくわずかと予想される。
- 一方、ミニマムタックスは、企業の課税逃れに対処するため、タックスヘイブンに子会社を設立すること等により、実際に負担している税率（実効税率）が「最低税率」を下回る場合に、本国の親会社等に上乗せ課税を行うものである。大枠合意では、最低税率の水準は「少なくとも15%」とされ、収益額7.5億ユーロ超の多国籍企業グループ（国際海運業を除く）が対象とされた。一般的に日本企業はタックスプランニングに消極的と言われるが、進出先の途上国等の優遇税制を利用する結果、ミニマムタックスの対象となる場合（この場合、上乗せ課税額は減額される）は一定程度存在するだろう。
- 今回の合意事項には他にも、進出先国の課税当局との紛争防止のため、海外の販売子会社の利益額を客観的に決定する措置も導入される予定である。利益額の水準次第では増税となる恐れがあるが、デジタル課税やミニマムタックスのように対象が限定されていないため、影響を受ける日本企業は多いと予想される。日本企業は、メディア等で注目されている内容だけでなく、今回の見直しの全体像を把握する必要がある。

<目次>

1. はじめに	・ ・ ・ ・ ・	p. 2
2. 第一の柱	・ ・ ・ ・ ・	p. 2
3. 第二の柱	・ ・ ・ ・ ・	p. 5
4. 政府と企業に与える影響	・ ・ ・ ・ ・	p. 9
5. 今後の見通し	・ ・ ・ ・ ・	p. 11

1. はじめに

2021年7月1日、経済協力開発機構（OECD）加盟国を中心とし、途上国を含む139カ国・地域（以下、単に「国」とする）が参加する「包摂的枠組み」で議論されてきた、いわゆるデジタル課税（第一の柱）とミニマムタックス（第二の柱）の主な内容について130カ国¹が合意（大枠合意）に達した。詳細な内容については2021年10月に最終合意に達する予定である。

包摂的枠組みは、2020年10月に第一の柱と第二の柱それぞれの詳細な制度設計案（青写真）を公表している。本稿では、青写真の内容を踏まえつつ、大枠合意に基づく国際課税の見直しについて、その概要、政府・企業への影響、今後の見通しについて解説する²。

2. 第一の柱

（1）市場国への新たな課税権の付与

（ア）これまでの議論

現行の国際課税の原則として、企業が外国で事業を行っている場合に、その国に工場や支店等の恒久的施設（PE; Permanent Establishment）がなければ、その国は企業の事業所得に課税できないというものがある。そのため、IT企業のように、インターネットを通じて現地（市場国）に物理的拠点を設けずにサービスを提供できる場合、市場国はその企業に課税できない。

このような問題に対処するため、OECDでは、PEがない場合でも、市場国に、自国で利益を得ている外国企業に対して新たに課税権を認めることが検討されることとなった。さらに、イギリス、フランス、イタリア、スペイン等は、OECDで議論されている国際的枠組みとは別途、所得ではなく売り上げを基準にIT企業のみに対して課税するデジタルサービス税を導入した。

このような動きに対して、米国は米国企業（GAFA）狙い撃ちを認めないとして、デジタルサービス税を導入した国に対しては制裁関税を課す意向を示している。また、OECDでの議論においては、米国の意向を受け、市場国の新たな課税権の対象となる業種として、ITサービスに加えて、消費者向け事業も対象とすることが検討されることとなった。

しかし、米国のトランプ政権が2019年12月に、市場国の新課税権の対象となるかを企業の選択にゆだねるという骨抜き案を提示したため、OECDでの議論が停滞した。これに対して、2021年2月にバイデン政権の下でイエレン財務長官が骨抜き案を撤回したため、OECDでの議論が進むことになった。さらに、米国は2021年4月に、制度を簡素化するため、対象業種を限定せず、全世界で100社程度を対象とする案を提示した。

¹ 2021年7月9日までに合意国が132カ国に増加している。

² 第一の柱（デジタル課税）について、吉田智聡・金本悠希「[OECDのデジタル課税案と今後の動向](#)」（2020年10月8日付大和総研レポート）、第二の柱（ミニマムタックス）について、拙稿「[OECDのミニマムタックス案が企業と政府に与える影響](#)」（『大和総研調査季報』2021年4月春季号（Vol.42））参照。

(イ) 大枠合意

大枠合意では、新課税権の適用対象は、売上高が 200 億ユーロ³を超え、利益率（税引前利益/収益）が 10%を超える多国籍企業グループとされた。業種については、採掘業（資源関連）と金融業以外のすべての業種が対象とされ、IT サービスと消費者向け事業を対象とする、それまでの議論よりも対象範囲が拡大された。

市場国に配分される利益は、対象となる多国籍企業グループの利益⁴のうち、収益の 10%を超える部分（残余利益）の 20%から 30%とされている（具体的水準は未定）。この利益が、各市場国の収益額⁵に基づいて各国間で配分され、各国の法人税の下で課税されることになる（図表 1 参照）。ただし、新課税権が認められる市場国は、対象となる多国籍企業グループが原則として 100 万ユーロ⁶以上の収益を得ている国に限られる。

図表 1 新課税権の下で市場国に配分される利益の算出の流れ（適用例）



(注) 前提の数値例は筆者が仮で設定したものであり、特定の通貨を想定したものではない。

(※1) GDP が 400 億ユーロ未満の市場国については 25 万ユーロ。

(※2) 現行制度の下ですでに市場国が多国籍企業グループの残余利益に対して課税を行っている場合、新課税権に基づいてその市場国に配分される利益に上限が課される。

(出所) 大枠合意等に基づき大和総研作成

³ 売上高の基準は、制度導入から 7 年後に 100 億ユーロに引き下げられる可能性がある。

⁴ 基準となる利益の額は、多国籍企業グループの（税務上の所得ではなく）会計上の利益に若干の調整をして算出され、繰越損失は考慮される。

⁵ 各市場国の収益額を決定するため、多国籍企業グループの収益がどの市場国に由来するかを判定するルールが設けられる予定である。

⁶ GDP が 400 億ユーロ未満の国については、この基準は 25 万ユーロに引き下げられる。

新課税権の下で配分された利益に対して市場国が課税を行った場合、多国籍企業グループの最終親会社の国で税額を減額する等の方法により、二重課税が生じないように調整される。

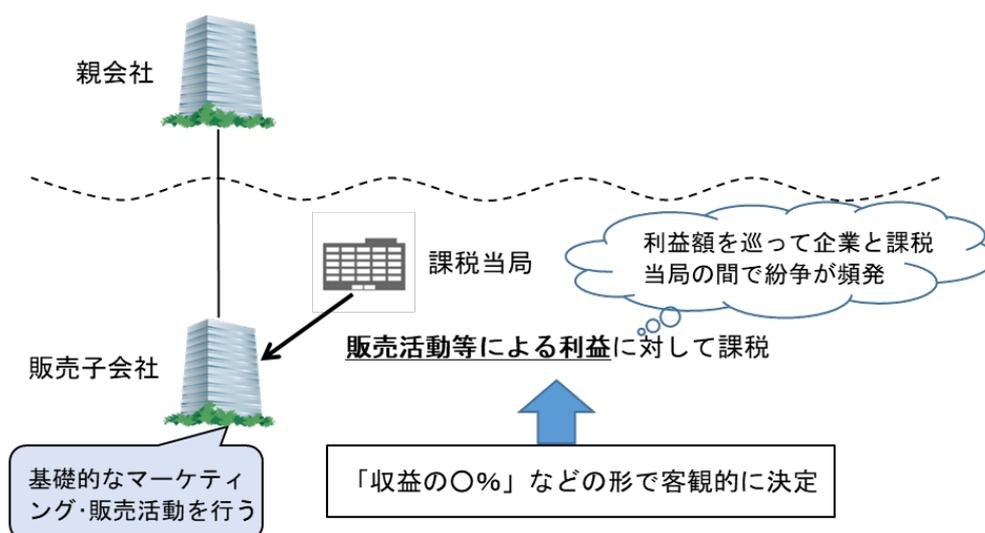
IT サービス以外の業種では、通常、市場国に子会社や支店等（PE）を設けて商品・サービスを販売しているため、現行制度の下においても市場国はその多国籍企業グループに課税を行っていると考えられる。この場合に、新課税権に基づいて配分される利益に対する課税も認められると、市場国によって同じ利益に対して二度課税される懸念がある。そのため、大枠合意は、現行制度の下ですでに市場国が多国籍企業グループの残余利益に対して課税を行っている場合、新課税権に基づいてその市場国に配分される利益に上限を課すとしている（具体的方法は未定）。

新課税権を導入するため、多国間条約を策定し、（2022年に各国が署名を行い）2023年に発効する予定とされている。

（２）販売活動等による利益算出方法の定式化

第一の柱に関する青写真では、（１）とは別途、基礎的なマーケティング・販売活動による一定の利益額に対する課税権を市場国に保証することも検討されている。具体的には、多国籍企業グループが市場国に販売を行う子会社や支店等を設けて販売活動を行っている場合に、それが基礎的なマーケティング・販売活動であれば、その活動による利益額が「収益の〇%」などの形で客観的に決定されることになる（図表２参照）。

図表２ 販売活動等による利益算出方法の定式化



（出所）包摂的枠組み「第一の柱の青写真の報告書」（2020年10月）等を基に大和総研作成

この措置は、市場国での販売活動等による利益がいくらになるかを巡って、企業と市場国の課税当局との間で紛争が頻発していることから、利益額を客観的に決定することでこのような紛争を減らすことを目指している。なお、前述の通り、本措置は（１）の市場国への新課税権の付

与とは別の枠組みであり、(1)の適用範囲の制限は本措置には適用されない。

大枠合意では、この措置について容易で効率的に適用できるよう検討作業を行い、2022年末までに検討を終える予定とされている。

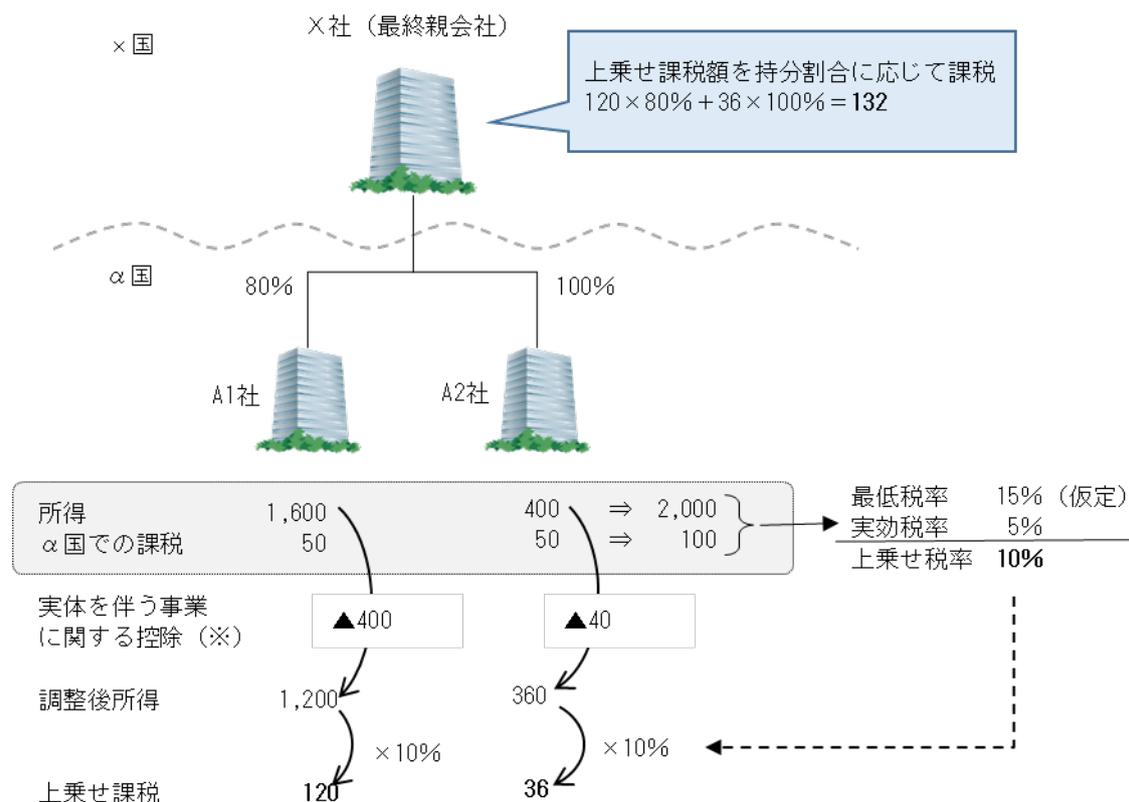
3. 第二の柱

(1) GloBE ルール

(ア) GloBE ルールの概要

第二の柱は、課税逃れに対処するため、多国籍企業グループが進出先の国で負担している法人税の実効税率（税額/所得額）が所定の最低水準（最低税率）を下回っている場合に、その国の子会社ごとに計算される上乗せ課税額を、グループ内の別の会社に負担させるという枠組みである。

図表3 上乗せ課税の計算方法と所得合算ルール（適用例）



(注) 数値例は筆者が仮で設定したものであり、特定の通貨を想定したものではない。

(※) 実体を伴う事業に関する控除について後述。

(出所) 包摂的枠組み「第二の柱の青写真の報告書」(2020年10月)を基に大和総研作成

上乗せ課税額は、実効税率を最低税率に等しくさせるために追加する必要がある税額であり、例えば、ある外国子会社の所得が100で法人税額が5（実効税率5%）である場合、仮に最低税

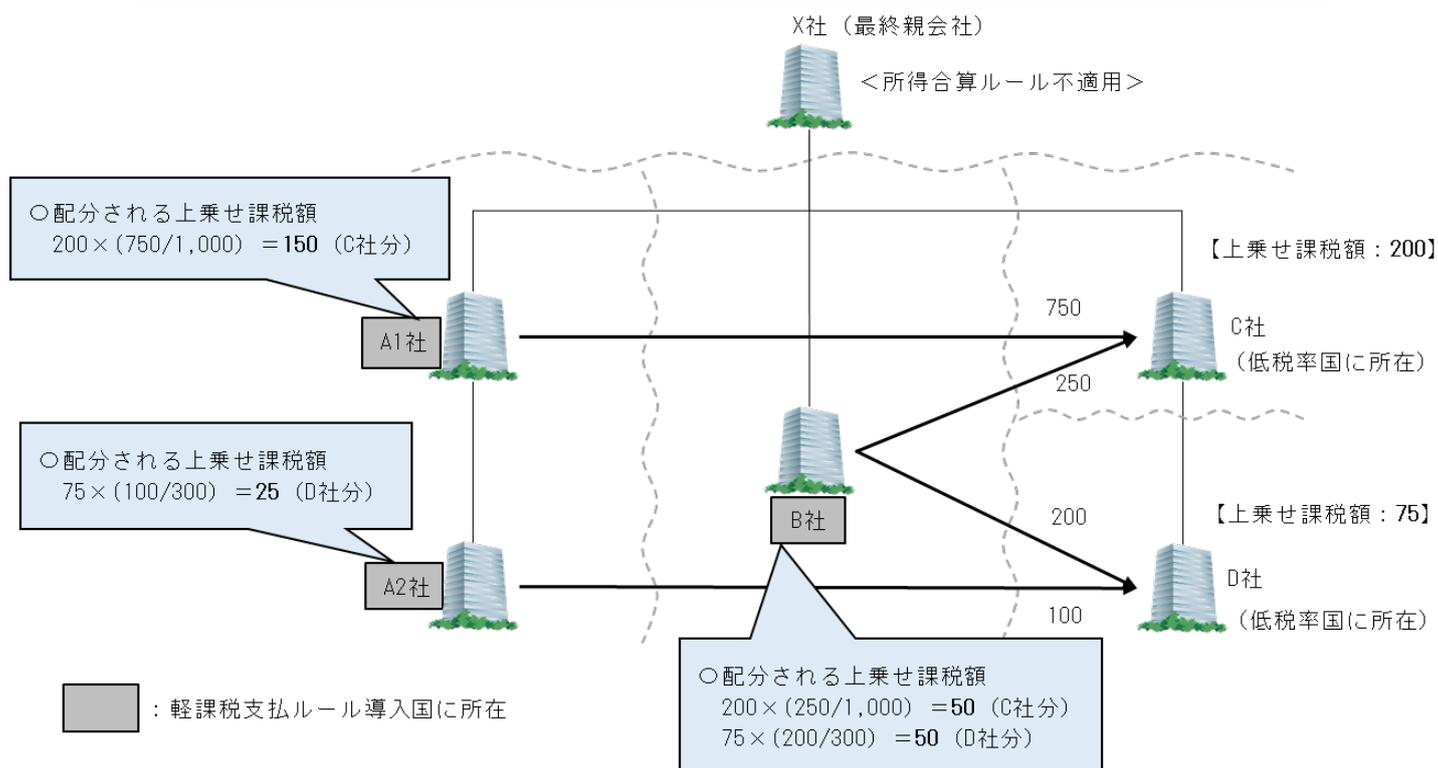
率が15%であれば、上乗せ課税額は10（ $=100 \times (15\% - 5\%)$ ）となる⁷。

上乗せ課税額をグループ内の別の会社に負担させる基本的な方法は、上乗せ課税額を、本国の親会社（最終親会社）に持分割合に応じて合算して課税するというものである（所得合算ルール。図表3参照）。

ただし、所得合算ルールを適用するには最終親会社の所在地国において同ルールが導入されていることが必要であり、導入されていない場合は適用することはできない。このような場合に所得合算ルールを補完するルールとして、**軽課税支払ルール**も設けられている。

軽課税支払ルールでは、低税率国における上乗せ課税額は所得合算ルールと同様に計算されるが、上乗せ課税額が課される者が異なっている。貸付金の利払いなどのグループ内取引を通じて低税率国に所得が移転されている場合に、支払い側のグループ会社に上乗せ課税が課されることになる（支払い側のグループ会社が複数ある場合、支払額に応じて上乗せ課税額を按分する）（図表4参照）。

図表4 軽課税支払ルール（適用例）



(注) 数値例は筆者が仮で設定したものであり、特定の通貨を想定したものではない。なお、A1社・A2社・B社からC社・D社への矢印に記載されている数値は、それぞれの支払額を表す。

(出所) 包摂的枠組み「第二の柱の青写真の報告書」(2020年10月)を基に大和総研作成

所得合算ルールと軽課税支払ルールは、いずれも、各国が自国の法人税法を改正することで導

⁷ 進出先国に子会社が1社のみであることを前提としている。また、便宜的に、実体を伴う事業に関する控除(後述)については考慮していない。

入することができる。なお、これらのルールを併せて GloBE ルール (Global Anti-Base Erosion Rules (グローバルな税源侵食への対抗ルール)) と呼ぶ。

GloBE ルールは、典型的には、知的財産権等の無形資産を、タックスヘイブン等の低税率国に所在する子会社に人為的に移転させることによる課税逃れに対処するものである。しかし、上乗せ課税が課されるのは、タックスヘイブン等を利用した課税逃れを行った結果、実効税率が最低税率を下回っている場合に限られない。製造業者が途上国で工場を設立して実体のある事業を行っているような場合でも、その国で優遇税率が適用される結果、実効税率が最低税率を下回るのであれば、上乗せ課税が課され得ることになる。

ただし、GloBE ルールには、企業が実体のある事業を行っている場合、上乗せ課税額が減額される仕組みが設けられている。具体的には、上乗せ課税額を計算する際に、個々の会社の所得額からその人件費や有形資産の償却費の一定額 (実体を伴う事業に関する控除額) が控除される。例えば、仮に最低税率が 15% でその会社の実効税率が 5% である場合に、その会社の所得額が 100、実体を伴う事業に関する控除額が 40 であれば、上乗せ課税は $(100 - 40) \times (15\% - 5\%) = 6$ となり、上乗せ課税額が減額される。

(イ) 大枠合意

大枠合意では、GloBE ルール (所得合算ルールと軽課税支払ルール) の最低税率は「**少なくとも 15%**」とされた (具体的水準は未定)。

GloBE ルールの適用範囲は、グループの年間収益合計額が **7.5 億ユーロ超**の多国籍企業グループとされた⁸。ただし、多国籍企業グループの最終親会社である、政府機関、国際機関、NPO、年金基金、投資ファンド、及び、これらの組織が利用する資産保有ビークルは GloBE ルールの対象外とされた。業種に関しては、国際海運業のみが除外され、それ以外の業種は含まれる。

上乗せ課税額を算出する際に控除される、実体を伴う事業に関する控除額については、人件費と有形資産の帳簿価格の「**少なくとも 5%**」⁹とされた (具体的水準は未定)。

GloBE ルールを適用する場合、多国籍企業グループは進出先国ごとに実効税率を算出することが実務的な負担となる。負担軽減のため青写真では簡素化措置が検討されており、大枠合意でも簡素化措置を導入することが明記された。

GloBE ルールの適用時期について、大枠合意では (2022 年に法整備を行い)、**2023 年**に発効を目指すこととされた。ただし、軽課税支払ルールの実施時期はそれよりも後ろ倒しされる可能性があるとされている。

最後に今後の検討事項として、国際的な活動が初期的な段階にある多国籍企業を、ミニマムタックスの対象から除外することを検討するとされている。

⁸ 各国は、自国に本社を有する多国籍企業グループについては、この閾値を満たしていなくても、所得合算ルールを適用できるとされた。

⁹ ただし、(GloBE ルールの発効後) 5 年間の移行期間は「**少なくとも 7.5%**」とされた。

(2) 租税条約の特典否認ルール

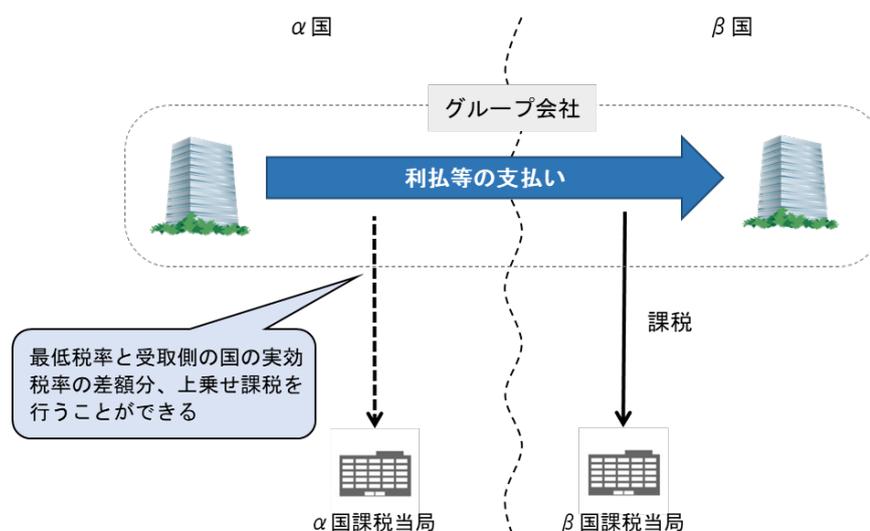
(ア) 租税条約の特典否認ルールの概要

第二の柱には GloBE ルールに加えて、貸付の利払い等、多国籍企業グループ内の国境をまたがる個々の支払についても、その実効税率が所定の水準（最低税率）を下回る場合に、支払い側の国（源泉地国）に上乗せ課税を課すことを認めるルール（租税条約の特典否認ルール）も設けられている（図表 5 参照）。

租税条約の特典否認ルールは源泉地国に追加の税源を配分するルールと言え、（源泉地国に該当する場合が多い）途上国が税源獲得のため重視している。

例えば、グループ内で支払われた利子が受け取り側の国で 4%の税率で課税されている場合、仮に最低税率が 7.5%であれば、源泉地国は支払額に対して 3.5%（ $=7.5\% - 4\%$ ）の上乗せ課税を課すことができる。

図表 5 租税条約の特典否認ルール



(出所) 包摂的枠組み「第二の柱の青写真の報告書」(2020年10月)を基に大和総研作成

租税条約の特典否認ルールは GloBE ルールとは異なり、企業の全体の所得に基づいて上乗せ課税額を計算するのではなく、個別の支払いごとに上乗せ課税額が計算される。また、租税条約の特典否認ルールの最低税率の水準は、GloBE ルールの最低税率よりも低く設定される。加えて、租税条約の特典否認ルールは、自国の国内法の改正で導入できる GloBE ルールとは異なり、導入するには受け取り側の国と源泉地国の間の租税条約を改正する必要がある。

(イ) 大枠合意による合意事項

大枠合意では、租税条約の特典否認ルールの最低税率は「7.5%から 9%」とされた（具体的水準は未定）。租税条約の特典否認ルールの適用時期も、2023 年の発効を目指すとしている。

4. 政府と企業に与える影響

(1) 第一の柱

(ア) 政府に対する影響

OECDによると、第一の柱により毎年1,000億ドル超の利益が市場国に配分される見込みである¹⁰。ただし、新課税権により配分された利益に対して市場国が課税を行った場合、二重課税が生じないよう、その多国籍企業グループの所在地国での税額が減額される。つまり、第一の柱の新課税権は、税源の一部を多国籍企業グループの所在地国から市場国に移転させるものであり、世界全体で税収を増加させるものではないことには留意が必要である。

さらに、前述のように、子会社や支店等が所在しており、現行制度の下で多国籍企業グループの残余利益に課税を行っている市場国に対しては、新課税権に基づいて配分される利益額に上限が課される。ITサービス以外の業種であれば、基本的に市場国に子会社等が存在すると考えられるため、この上限により配分される利益が減額され、市場国の課税額は減額される可能性がある¹¹。

一方、第一の柱のもう一つの要素である、販売活動等による利益算出方法の定式化（新課税権と異なり、適用対象となる多国籍企業グループの範囲は制限されない）により、多国籍企業グループの販売子会社が所在する市場国には、一定の利益に対する課税権が保証されることになる。一定の利益の水準次第では、市場国の税収が増加する可能性がある。

(イ) 企業に対する影響

まず、第一の柱のうち市場国への新課税権の付与については、適用対象が、売上高が200億ユーロ超で利益率が10%超の多国籍企業グループ（資源関連・金融業を除く）とされ、世界全体で100社程度に限られる見込みである¹²。

該当する多国籍企業グループは、利益の一部について市場国で課税されるが、所在地国での課税額が減額されるため、トータルで増税になるわけではない。今回の国際課税の見直しの背景に大手IT企業等が課税逃れを行っていることがあるが、第一の柱はあくまで税源の一部を所在地国から市場国に移転させるものであり、課税逃れは第二の柱（及びいわゆるBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトで2015年に合意された措置等）によって対応がなされることになる。

¹⁰ [2021年7月1日付OECDプレスリリース](#)参照。

¹¹ 青写真（第一の柱）では、配分される利益に上限が課されることにより、ITサービス以外（青写真の時点の議論では、「消費者向け事業」）を行う多国籍企業グループは、多くのケースで市場国に利益が配分されないと指摘されていた。

¹² 2021年7月3日付日本経済新聞「デジタル課税、世界で10兆円規模に コロナ後の財源確保」によると、該当するのは全世界で81社で、日本企業は6社のみである（KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本電信電話株式会社（NTT）、ソニーグループ株式会社、武田薬品工業株式会社、トヨタ自動車株式会社）。該当する企業の業種は、ITサービス（ソフトウェア）のほか、半導体、製薬、食品、不動産、テレコム、ハードウェア等が含まれている。なお、ITサービス企業は、フェイスブック、アルファベット（グーグル）、アップル、ネットフリックス等に限られる（アマゾンが含まれていない）。

また、新課税権により市場国が多国籍企業グループの利益の一部に課税できるようになることに関しては、前述のように、市場国に子会社等が存在するため現行制度の下で市場国において課税されている多国籍企業グループは、新課税権に基づいて市場国に配分される利益に上限が課されるため、新課税権に基づく市場国での課税額は一定限度に抑えられる可能性がある。

次に、第一の柱のもう一つの要素である、販売活動等による利益算出方法の定式化については、市場国に配分される利益が客観的に決定されるため、市場国との間で紛争が減少することが期待される。ただし、市場国に配分される利益の水準が高ければ、税額が増加することになる。

日本企業への影響としては、市場国への新課税権の付与に関しては、適用対象となる日本企業はごくわずかと予想されるし、仮に対象となった場合も前述の理由により課税額は一定限度に抑えられる可能性がある。一方、販売活動等による利益算出方法の定式化については、適用対象が限定されていないため、多くの日本企業に適用され、市場国との紛争の減少が期待されるが、販売活動等による利益の水準次第では増税となる恐れもある。

(2) 第二の柱

(ア) 政府に対する影響

OECDによると、第二の柱により、毎年、全世界で1,500億ドルの税収が増加する見込みである¹³。第二の柱のGloBEルールは、タックスヘイブンに所在する子会社への利益移転等によって最低税率を下回る課税しか負担していない多国籍企業グループに対して、最終親会社等の所在地国に上乗せ課税を認めるものであるため、そのような最終親会社等が多く所在している国は税収が増加する。

Tørsløvらの推計によると、タックスヘイブンへの利益移転により失われた法人税の税収の割合は、ドイツ(26%)、イギリス(25%)、フランス(22%)、米国(19%)が高く¹⁴、これらの国はGloBEルールにより税収が増加する見込みである。一方、日本は上記割合が2%であり、税収の増加額は相対的に小さいと予想される。

GloBEルールを巡っては、1980年代以降、外国からの投資を誘致するため各国が相次いで法人税率を引き下げてきた「底辺への競争」を終わらせることに期待する声もある。確かに今回の見直しが合意されれば歴史的合意と言えよう。「底辺への競争」を終わらせるという国際的機運の高まりから、また、コロナ対応で拡大した財政支出の一部を賄うためにも、今後、法人税率を引き下げる国は実際には少ないと予想される。ただし、GloBEルールはその仕組み上、各国の税率引き下げに最低税率という下限を設定することはできるが、最低税率を下回らない限り、各国が税率を引き下げることは妨げられない点には留意が必要である¹⁵。

¹³ 脚注10参照。

¹⁴ Thomas Tørsløv, Ludvig Wier, Gabriel Zucmanによる[ウェブサイト](#)参照(2021年7月13日アクセス)。

¹⁵ 拙稿「[法人税率の『底辺への競争』は終焉するのか](#)」(2021年6月8日付大和総研コラム)参照。

(イ) 企業に対する影響

GloBE ルールにより、進出先国における実効税率が最低税率を下回っている多国籍企業グループは、最終親会社の所在地国などで上乗せ課税が課される。前述のように、GloBE ルールは、実効税率が最低税率を下回る理由がタックスヘイブンに設立した子会社への利益移転等による課税逃れの場合に限らず、進出先国で実体のある事業を行っており優遇税制が適用された場合も、上乗せ課税の対象となり得る。

日本企業の場合、前者に該当するケースは欧米企業に比べて少ないと考えられるが、後者に該当するケースは一定程度存在すると予想される。ただし、前述の通り、後者のように実体を伴う事業を行っている場合は上乗せ課税額が減額されることになる。

5. 今後の見通し

(1) 最終合意に向けた調整

大枠合意の内容は、2021年7月9日・10日に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議でも承認され、今後、2021年10月の最終合意に向けて、未決定の項目（図表6参照）について包摂的枠組み参加国間で調整がされることになる。

図表6 最終合意に向けて今後調整される主な項目

	今後調整される項目	大枠合意での合意内容
第一の柱 (※1)	市場国への利益配分の水準	残余利益の20%から30%
	市場国が現行制度の下で残余利益に課税している場合に、新課税権に基づいて市場国に配分される利益に上限を課す仕組み	—
第二の柱	GloBE ルールの最低税率の水準	少なくとも15%
	実体を伴う事業に関する控除額の水準	人件費と有形資産の帳簿価格の少なくとも5% (※2)
	租税条約の特典否認ルールの最低税率の水準	7.5%から9%
	適用を除外される「国際的な活動が初期的な段階にある多国籍企業」の範囲	—

(※1) 販売活動等による利益算出方法の定式化については、2022年末までに調整が行われる予定。

(※2) 5年の経過期間中は、少なくとも7.5%。

(出所) 大枠合意を基に大和総研作成

大枠合意については、包摂的枠組み参加国のうち、7カ国は合意に参加していない¹⁶。合意不参加国のうち、法人税率が最低税率を下回っているアイルランド(12.5%)、ハンガリー(9%)

¹⁶ 2021年7月9日時点で合意に参加していないのは、アイルランド、ハンガリー、バルバドス、エストニア、ケニア、ナイジェリア、スリランカ。

などは GloBE ルールに合意することが難しいと考えられる。

しかし、一部の国が不参加でも、合意国のみで第一の柱及び第二の柱を導入することは可能である。第一の柱に関しては、合意国が参加する多国間条約を締結すればよく、第二の柱（のうち GloBE ルール）に関しては、合意国が自国の国内法を改正すればよい。ただし、合意国も国内法改正や多国間条約の締結のための議会承認が必要であるため、国によってはこの手続きがハードルとなる可能性がある。

（２）欧州諸国等のデジタルサービス税の動向

現行の国際課税の原則の下では IT 企業に適切に課税できないという問題に関して、前述の通り、市場国への新課税権の付与とは別途、欧州等の一部の国は IT 企業のみ適用されるデジタルサービス税を導入している。

このような国際合意に基づかない一方的な課税措置に対して、米国は米国企業狙い撃ちであるとして反発している。米国の意向を受け、大枠合意でも、国際合意に基づく課税ルールを適用することと一方的な課税措置を取り除くこととの間で「適切な調整を行う」としている。

加えて、2021 年 6 月に米国通商代表部は、OECD での交渉を継続するため発動時期を 11 月末まで猶予するものの、デジタルサービス税を導入した国に対して制裁関税を発動することを決定している。デジタルサービス税を導入している国は、それを撤回しなければ制裁関税を受けることになるため、今後、撤回される可能性があるだろう。

（以上）